

【景観計画区域内における行為の届出に係る留意事項】

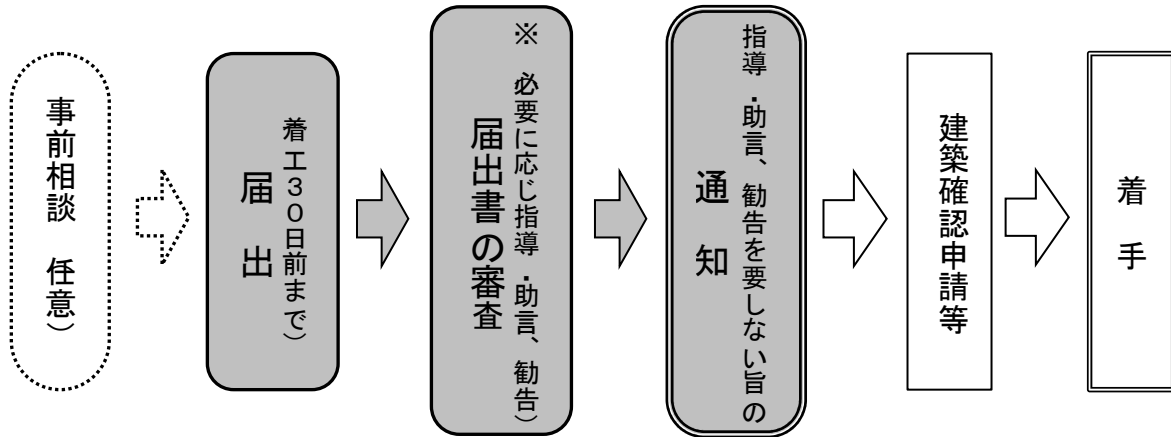
- 1 届出書は、2部提出してください。
- 2 代理者が届出をする場合は、委任状を添付してください。(別紙:委任状の書き方参照)
- 3 緑化については、「甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例」に基づき、事前に公園緑地課と協議をしてください。協定を結ぶ場合は、緑地計画や緑地面積が分かる図書を添付してください。
- 4 景観形成基準に対する配慮内容説明書を提出してください。
(様式1-対象:甲府市全域、様式2-対象:中道地区、様式3-対象:武田神社及び山梨大学周辺地区、様式4-対象:山梨学院大学周辺地区、様式5-対象:太陽光発電設備等を設置する場合)、様式6-対象:甲府駅北口周辺地区、様式7-対象:山梨英和大学周辺地区
中道地区の場合は、様式1と様式2を提出してください。
武田神社及び山梨大学周辺地区の場合は、様式1と様式3を提出してください。
山梨学院大学周辺地区の場合は、様式1と様式4を提出してください。
太陽光発電設備等を設置する場合は、様式5を提出してください。
甲府駅北口周辺地区の場合は、様式1と様式6を提出してください。
山梨英和大学周辺地区の場合は、様式1と様式7を提出してください。
- 5 近隣居住者から意見聴取を行い、報告書を提出してください。
 - 近隣居住者 : 「実際に居住している方」、「空家・空地等の場合は土地所有者」、「会社、店舗等の所有又は管理をしている方」等をいいます。
 - 聴取範囲 : ・建物等の中心から、高さの2倍(2H)の範囲内
・2Hが計画敷地内の場合は、敷地に隣接している居住者、道路跨ぎの居住者及び山間地等の場合は、斜面下などの直近の自治会等を基本としますが、周辺関係者等と十分協議を行うなど、近隣居住者や自治会等とのトラブルが生じないように、範囲の設定をしてください。
その他、判断できない場合は、協議をお願いします。
 - 聴取方法 : 個別聴取、ポスト投函、説明会等により聴取してください。
 - 報告書類 : 聴取範囲の分かるもの(住宅地図等)、対象者名簿、聴取方法、聴取した意見、説明会資料(出席者名簿、議事録等含む)等を提出してください。(書式は任意)

※中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨学院大学周辺地区、甲府駅北口周辺地区(商業地域は除く)、山梨英和大学周辺地区における建築物については、高さ10m又は建築面積200㎡を超えるものが届出の対象となりますが、意見聴取は高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるものが対象となります。

【景観計画区域内における行為の届出に係る留意事項】

6 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

7 届出手続きの流れ



※市長は、届出のあった内容について、景観形成基準などに基づき審査し、景観形成のために必要と認めるときは、指導又は助言を、規準に適合しないと認めるときは勧告を行います。

お問い合わせ：甲府市建設部まち開発室都市計画課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1 TEL：055-237-5814 FAX：055-232-4834